【非自発的失業者の方の国保税額の軽減】

お勤めされていた会社等をやむを得ず離職された方(非自発的失業者)は、 申告により国保税額が軽減されます。

◇対象者

平成21年3月31日以降に離職され、離職日の翌日において65歳未満の方 (雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが11、12、21、22、23、31、 32、33、34の方)

◇軽減内容

非自発的失業者の方の給与所得を100分の30にして、国保税の算定、高額療 養費及び高額介護合算療養費の所得区分判定を行います。

◇申告に必要なもの

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑

【国保税額の減免】

失職、廃業などにより前年に比べ当該年の所得額が著しく減少し、資産など の活用を図ったにもかかわらず、国保税の納付が困難となった方で、次の要件 に該当する場合は申請により国保税額が減免されます。

◇減免の要件

下記の①と②の両方に該当していることが要件となります。

- ①失職・廃業などにより、当該年の所得見込額が、前年より50%以上減少 ※所得見込額には、失業保険・遺族年金などの非課税所得も含まれます。 ※離職の理由が自己都合若しくは定年による退職、または自己の責めに帰 すべき重大な理由により退職した場合は除きます。
- ②利用し得る資産を活用したにもかかわらず、納付が困難 ※利用し得る資産には、預貯金なども含まれます。

◇減免の対象税額及び減免割合

①対象税額 所得割額部分

※均等割額、平等割額、資産割額は対象外となります。

②減免割合 所得見込額の減少に応じ50%または100%

※減免は、納期限が過ぎていない分について対象となります。ただし、納 期限が過ぎていなくてもすでに納付済である分は除きます。

◇申請に必要なもの

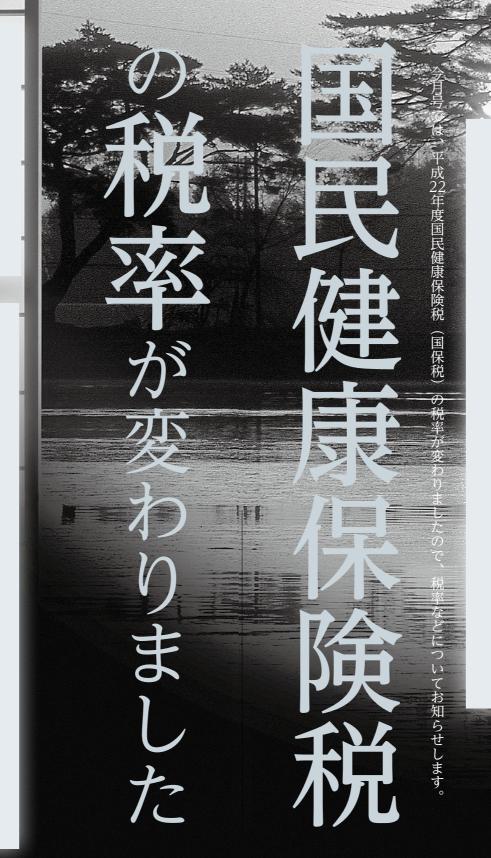
雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職証明書・廃業届・倒産手続き の申立て書類など離職したことが分かる書類、本人及び国保加入者である家族 の当該年の資産・所得などが分かる書類(不動産・預貯金などの状況が確認で きる書類など)、印鑑、その他必要と思われるもの(借入金の状況など)

◇減免の判定

減免の判定は、本人及び国保加入者である家族の所得、資産、借入金の状況 などを基に、総合的に判断します。

◇国保税の納付

国保税は、国保事業を運営する大切な財源です。納期内に必ず納めましょう。 国保税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。



大切なお知ら世は、 お茶を飲みながら、

平成22年度の国保財政は、経済の低迷による国保税収入の減少と高齢化の進 展、医療の高度化に伴い医療費が増加する傾向にあることから、財源が大きく 不足する見込みとなり、大変厳しい状況となりました。

財源不足は、税率の引き上げにより全額を賄うことが原則ですが、国保基金 を投入し、さらに、合併に伴う不均一課税による特別な調整期間であることと 厳しい経済状況を考慮し、異例の特別措置として一般会計からの支援を行い、 税率の引き上げを抑制しました。

【平成22年度国保税率】



■医療分

区	区 分		旧白河			旧表郷			
			21年度	22年度	増減	21年度	22年度	増減	
均	等	割	21,000円	23,000円	2,000円	20,200円	22,600円	2,400円	
平	等	割	26,300円	27,300円	1,000円	24,300円	26,300円	2,000円	
所	得	割	7.17%	8.17%	1.00%	5.85%	7.52%	1.67%	
資	産	割	19.92%	19.92%	_	19.92%	19.92%	_	

X		分		旧大信		旧東		
			21年度	22年度	増減	21年度	22年度	増減
均	等	割	19,000円	22,000円	3,000円	20,900円	22,900円	2,000円
平	等	割	26,500円	27,400円	900円	25,400円	26,800円	1,400円
所	得	割	6.49%	7.82%	1.33%	6.49%	7.82%	1.33%
資	産	割	21.24%	20.57%	-0.67%	21.60%	20.77%	-0.83%

■後期高齢者支援金等分

■介護分

区		分	旧4市村共通
均	等	割	5,400円
平	等	割	6,700円
所	得	割	1.83%
資	産	割	5.08%

×		分	旧白河	旧表郷	旧大信	旧東
均	等	割	12,000円	8,000円	7,000円	8,000円
平	等	割	_	1,000円	3,500円	4,300円
所	得	割	2.50%	0.75%	1.30%	1.20%
資	産	割	_	1.00%	1.50%	2.50%

◇課税限度額

平成22年度の課税限度額は、医療分で50万円(3万円増額)、後期高齢者支援 金等分で13万円(1万円増額)、介護分で10万円です。国保税額は、合わせて73 万円(4万円増額)が最高となり、この金額を超えて課税されることはありません。

【問い合わせ先】 ◇税額などについては……本庁舎課税課☎②1111 内2127 ◇納付方法などについては……本庁舎収税課☎②1111 内2125 ◇国保の加ス、減免制度などについては……本庁舎国保年金課☎②1111 内2173 各庁舎の窓口

▷税額・納付方法などについては……各庁舎総務課

表郷☎〒〒2111 大信☎ 〒2111 東☎ 〒2111 ◇国保の加入、減免制度などについては……市民福祉課 表郷☎322114 大信☎462114 東☎392116

広報白河 2010.7.1 (H22) **2 3** 広報白河 2010.7.1 (H22)